

県内外に避難している受験生の皆さんへ

(平成29年度版)

福島県教育委員会

平成29年度高等学校入学者選抜日程

■ I期選抜

出願書類提出 平成29年1月19日(木)～1月24日(火)
面接等 平成29年2月2日(木)又は2月2日(木)、2月3日(金)
合格内定通知 平成29年2月7日(火)

■ II期選抜

出願書類提出 平成29年2月14日(火)～2月17日(金)
出願先変更 平成29年2月20日(月)～2月22日(水)
学力検査 平成29年3月8日(水)
面接等 平成29年3月8日(水)又は3月9日(木)
合格者発表 平成29年3月14日(火)

■ III期選抜

出願書類提出 平成29年3月15日(水)～3月16日(木)
出願先変更 平成29年3月17日(金)
面接等 平成29年3月22日(水)
合格者発表 平成29年3月23日(木)

震災により避難している生徒の出願に関する弾力的な取扱い

■ 福島県教育委員会は、東日本大震災により避難を余儀なくされている受験生のみなさんの出願機会を確保するため、以下の弾力的な取扱いを行います。

○ 普通科へ出願する場合の弾力的な取扱い等について

- ・ 避難により県内の中学校に区域外就学している場合
避難前又は避難先の居住地のいずれかの通学区域の高校を選択し出願ができます。
実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。
- ・ 避難により県外の中学校に区域外就学している場合
避難前又は転居予定の居住地のいずれかの通学区域の高校を選択し出願ができます。
実施要綱に定める県外からの出願書類（「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」を除く）に加え、「住所等に関する届出書」が必要になります。
- ・ 避難により県内の中学校に住民票を移して在学している場合
避難先又は転居予定（避難前を含む）の居住地のいずれかの通学区域の高校を選択し出願ができます。
実施要綱に定める出願書類を提出することになります。
- ・ 避難により県外の中学校に住民票を移して在学している場合
転居予定（避難前を含む）の居住地の通学区域の高校に出願ができます。
実施要綱に定める県外からの出願書類（「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」を除く）に加え、「住所等に関する届出書」が必要になります。

- 専門学科、総合学科、分校、定時制課程及び通信制の課程への出願について
 - ・ 通学区域は県下一円ですので、出願者とその保護者が県内のどの市町村に住んでいても出願できます。実施要綱に定める出願書類を提出することになります。
 - ・ 県外から出願する場合は、実施要綱に定める県外からの出願書類を提出することになりますが、「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」として、「住所等に関する届出書」が必要になります。

避難指示区域解除により帰還した生徒の出願に関する弾力的な取扱い

- 福島県教育委員会は、避難指示区域等の解除された市町村に帰還した受験生のみなさんの出願機会を確保するため、以下の弾力的な取扱いを行います。
 - 帰還先の通学区域内に通学できる普通科の高等学校がない場合
 - ・ 通学区域外の高等学校へ出願できます。
 - ・ 実施要綱に定める出願書類を提出することになります。
 - ・ 福島県川内村に帰還している受験生が該当します。（平成28年10月現在）
- 弾力的な取扱いについては「平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」をご覧ください。
（「平成29年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」p.82～84）
<http://www.koukou.fks.ed.jp/>
- 不明な点は福島県教育庁高校教育課までお問い合わせください。
電話：024-521-7772

出願について

- 卒業見込の者は、現在、在学している避難先の中学校長を通して、志願先の高校に出願します。また、中学校卒業者は、出身中学校長を通して志願先の高校に出願することになります。
- 出願に必要な書類については、各高校が作成する募集要項で確認してください。
なお、各高校では下記の期間内に募集要項及び志願理由書を公式ホームページに掲載します。
 - I期、連携型選抜 平成28年11月14日（月）以降順次
 - II期、III期、外国人生徒等特別枠選抜 平成29年1月6日（金）以降順次
- 入学願書について
 - 避難により県内の中学校に区域外就学している場合は、在学している中学校からの配付となります。
また、避難により県外の中学校に在学している場合は、在学している中学校を通して出願先の高校からお取り寄せいただくか、福島県教育庁高校教育課に請求してください。
 - 請求方法
封筒に「入学願書（〇〇選抜用）請求」と朱書し、請求先（出願先の高校又は福島県教育庁高校教育課）まで送付してください。その際、入学願書返送用封筒1通（角型2号）に必要な郵便料金の切手を貼付し、請求者の氏名、住所、郵便番号を明記したものを同封してください。
郵便料金は、送付する内容物や送付方法で異なりますので、電話で御確認ください。
 - 福島県教育庁高校教育課に請求する場合
〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁高校教育課高校入試担当

Q 双葉郡から福島市に避難し住民票を移さずに区域外就学していますが、県北学区の普通科の高校に出願できますか。

A 学区内の志願者として出願ができます。実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q いわき市から郡山市に避難し住民票を移さずに区域外就学していますが、いわき市に戻りいわき学区の普通科の高校に出願できますか。

A 学区内の志願者として出願ができます。実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q 双葉郡から郡山市に避難し住民票を移さずに区域外就学していますが、県北学区の普通科の高校に出願できますか。

A 隣接学区からの出願となります。募集定員の20%の範囲内で入学が認められます。実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q 双葉郡から会津若松市に避難し住民票を移さずに区域外就学していますが、いわき学区の普通科の高校に出願できますか。

A 出願者とその保護者が出願先の高校の学区内に転居する予定であることにより、学区内の志願者として出願ができます。実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q 双葉郡から避難し区域外就学で本宮市の中学校に在学していますが、避難先から普通科の高校に出願する場合、学区の取扱いはどうなりますか。

A 本宮市は県北学区と県中学区のいずれにも属する共通区になります。

Q 南相馬市の小高区から鹿島区に避難し、鹿島区に移転した小高中学校に在学しています。相馬学区の普通科の高校に出願する場合、「住所等に関する届出書」の提出は必要ですか。

A 小高中学校に在学していることで、住民票を移さずに避難していることが明らかであるため、「住所等に関する届出書」の提出は必要ありません。

Q 大熊町から会津若松市に避難し市内に移転した大熊中学校に在学しています。会津学区の普通科の高校に出願する場合、「住所等に関する届出書」の提出は必要ですか。

A 大熊中学校に在学していることで、住民票を移さずに避難していることが明らかであるため、「住所等に関する届出書」の提出は必要ありません。

Q いわき市から千葉県に住民票を移さずに避難し千葉県の中学校に在学しています。県北学区の普通科の高校に出願できますか。

A 保護者が県北学区に転居する予定であることにより出願ができます。実施要綱に定める県外からの出願書類（「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」を除く）に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q いわき市から千葉県に住民票を移して避難し千葉県の中学校に在学しています。いわき学区の普通科の高校に出願できますか。

A 保護者がいわき学区に転居する予定であることにより出願できます。実施要綱に定める県外からの出願書類（「保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類」を除く）に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q 川内村から郡山市に避難し住民票を移さずに区域外就学していますが、県中学区の普通科の高校に出願できますか。

A 学区内の志願者として出願ができます。実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」を提出することになります。

Q 川内村に居住し川内中学校に在学しています。県中学区の普通科の高校に出願できますか。

A 学区内の志願者として出願ができます。実施要綱に定める出願書類を提出することになります。

Q 川内村に居住し川内中学校に在学していますが、双葉学区以外の普通科の高校に出願する場合、入学願書の通学区域の欄はどこを○で囲めばよいですか。

A 「県内のその他」になります。

<お問い合わせ先>

福島県教育庁高校教育課
電話 024(521)7772